

～ 受動喫煙防止対策に関する飲食店の皆様へ ～

『喫煙目的施設』は、飲食や遊技等を目的とした施設は該当しません

改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策により、2人以上の方が利用する施設・店舗等の屋内は原則禁煙となりました。

喫煙する場所を設ける際には、基準を満たした喫煙室を設置しなければならず、その規定は類型ごとに定められています。

飲食店を含む第二種施設については、喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室（対象は要件を満たす一部の飲食店のみ）を設置することができます。

一方、シガーバーなど、利用者に対して喫煙をする場所を提供することを主な目的とする喫煙目的施設については、技術的基準を満たした喫煙目的室を設けることができます。飲食や遊技等、喫煙以外の行為を主な目的とする施設は喫煙目的施設に該当せず、喫煙目的室を設置することはできません。

飲食店を含む第二種施設と、喫煙目的施設の違いは、以下のとおりです。

	飲食店（第二種施設）			喫煙目的施設
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	（一部の飲食店）	
設置できる喫煙室				
設置可能な施設	第二種施設（飲食店含む）	第二種施設（飲食店含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年4月1日時点で既存の飲食店</li> <li>・客席面積100㎡以下</li> <li>・中小企業又は個人経営</li> <li>・従業員がいない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙場所の提供が主な目的</li> <li>・飲食を提供する設備あり</li> <li>・たばこの対面販売（出張販売含む）</li> <li>・通常主食と認められる食事を主として提供しない</li> </ul>
設置場所	施設の一部	施設の一部	施設の一部又は全部	施設の一部又は全部

■ **ご注意ください！**

一部の業者が、「たばこの出張販売の許可をとれば喫煙目的施設になれる（＝全ての客席で喫煙ができる店のままでいられる）」などの説明とともに、出張販売の手続きを代行するなどして、飲食店に、喫煙目的施設となることを勧めているという例が、複数報告されています。

上記のとおり、飲食や遊技等を目的とした施設は、喫煙目的施設に該当しません。たばこの出張販売の手続きを行えば喫煙目的施設になれるものでもありませんので、ご注意ください。出張販売の許可は、喫煙目的施設の許可ではありません。